

地方自治法施行令の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 2 9 号

地方自治法施行令の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(瀬戸市予算及び決算規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市予算及び決算規則 (昭和 4 0 年瀬戸市規則第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) <u>第 1 7 3 条の 3</u> の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算及び決算に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) <u>第 1 7 3 条の 2</u> の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算及び決算に関し必要な事項を定めるものとする。

(瀬戸市会計規則の一部改正)

第 2 条 瀬戸市会計規則 (昭和 2 9 年瀬戸市規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令 (昭和 2	(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令 (昭和 2

2年政令第16号。以下「令」という。) 第173条の3の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2年政令第16号。以下「令」という。) 第173条の2の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。